

事 務 連 絡

令 和 2 年 6 月 1 日

都道府県

各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、今後、生活に困窮される方への支援の強化が求められる中、これまで、「令和2年度当初予算を活用した自立相談支援機関の体制強化について」（令和2年4月22日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）等を通じて、自立相談支援機関の機能強化に取り組んでいただいているところ、今般、令和2年度第2次補正予算案が閣議決定され、新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第1次補正予算等で措置された対策と相まって、「感染拡大の抑え込み」と「社会経済活動の回復」の両立を目指すための対策が強化されます。

具体的には、第2次補正予算案において、自立相談支援員の加配等、自立相談支援機関等の強化にかかる経費として、約60億円を計上しているところです。（国庫補助率3／4、1実施機関あたりの事業費で約600万円。）

補正予算の成立後、速やかに追加協議の案内を行い、当初協議と合わせて内示等を進めますので、各自治体におかれましては、下記に、本事業の具体的な内容と活用事例を参考に、各地域の課題を踏まえた活用方法をご検討いただきますようお願いいたします。なお、本事業の開始は、第2次補正予算成立後となりますので、ご留意ください。

また、本事業の地方負担分1／4については、第2次補正予算案で計上している「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において支援できるよう、関係省庁と調整していくこととしています。

各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしくご願いたします。

記

1 第2次補正予算案に盛り込んだ自立相談支援機関等の強化事業の活用例

第2次補正予算案に盛り込んだ自立相談支援機関等の強化事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている中、特に、対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電話やSNS・メール等による遠隔相談のための設備への対応、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各施策との連携強化などの課題について、各地域の課題を踏まえて、自立相談支援機関の人員体制や環境の整備等を行うものであり、具体的には、以下の活用方法があります。

(1) 自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化

既に自立相談支援機関に配置されている主任相談支援員、相談支援員、就労支援員等とは別途、相談員やホームレス等住居不安定者へのアウトリーチ支援を行う職員等を加配すること等により自立相談支援体制を強化する。なお、自立相談支援機関と連携して業務を行う場合には、市区町村社会福祉協議会等の地域の関係機関や子どもの学習支援会場といった自立相談支援機関以外への配置も可能である。

(2) 電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における相談対応や、子どもの学習・生活支援における助言・指導など、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、自立相談支援の電話回線の増設、専用メールアドレスの創設、専用 SNS の開設、貸与用タブレット・モバイル Wi-Fi の購入などにより、非対面型かつアクセスしやすい相談体制を強化する。なお、子どもの学習・生活支援においても同様の取組が可能である。

(3) 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成

自立相談支援機関等で、以下に例示する補助業務を行う職員を配置する。また、当該職員に対する職場内訓練等の人材育成を行う。

- ① 緊急小口資金等の特例貸付、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金等の新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談・申込にサポートが必要な方を補助する。
- ② 窓口に来た生活困窮者に対して支援メニューを紹介する。(相談支援が必要な方は、相談支援員や専門機関・制度等につなぐ。)
- ③ 生活にお困りの方や地域で孤立しがちな方に対して、訪問や電話によるやりとりを通じて、困りごとの状況を聞き取る。

(4)住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化

支給対象が拡大された住居確保給付金について、滞りなく申請処理を行えるよう、事務職員を配置するなどして、事務処理体制を強化する。

(5)自治体の商工部門等と連携した就労支援

自治体内部の商工部門等と連携し、新型コロナウイルス感染症下でも地域で人手不足である分野(スーパー等の小売業、運輸、農業等)に対応した積極的な就労訓練・就労体験先の開拓の実施や、個人事業主の方への営業先の開拓・調整、新しい事業の起業支援等を行う。

(6)子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化

① 子どもの学習・生活支援事業

例えば、以下のような役割を果たす職員を配置する。

(ア)学習や生活状況に心配がある子どもについて、情報共有の場を定期的に設けるなど学校や庁内教育部局等と連携して、保護者が抱える問題を含めた情報の共有や子どもの支援体制について適切な役割分担の調整等を行う。

(イ)支援の場と子ども食堂やフードバンク、大学・企業など新たな地域資源とのコーディネートを行う。

② 一時生活支援事業

自立相談支援機関への相談、アウトリーチを契機として、住まいが不安定な方を早期発見し、生活困窮者自立支援部局と住宅部局、民間の支援団体、不動産関連会社、居住支援法人等を横断的にコーディネートし、住まいの確保に配慮が必要な方に住宅を紹介することができる不動産業者・アパート等の開拓等安定した暮らしを支援するための職員を配置する。

(7)多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施

外国籍の方への支援を強化するため、多言語音声翻訳機器の購入や通訳の配置、各種案内・資料の外国語翻訳等を行う。

(8)その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

(1)～(7)の他、自立相談支援等の機能強化を目的とし、各自治体がそれぞれの課題を踏まえた創意工夫に基づいた事業実施が可能です。

2 令和2年当初予算を活用した自立相談支援機関の体制強化

自立相談支援機関の体制強化については、令和2年度当初予算の活用が可能であり、具体的には、「令和2年度当初予算を活用した自立相談支援機関の体制強化について」(令和2年4月22日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)でお示しておりますが、その内容については、以下のとおりです。

(1) 自立相談支援事業(負担金)の国庫負担上限額を超える場合の個別協議の活用

自立相談支援事業においては、各自治体の人口規模等により定めた国庫負担基準額を上限額として、国庫負担を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた人員体制等の強化を行うために、国庫負担上限額を超える国庫負担が必要な場合には、個別に相談を受けた上で、これを認める取扱としていること。(交付方針 001-(6))

なお、電話でのやりとりを進めるため、例えば、電話回線を増設する、携帯電話を契約するといった場合の費用についても、国庫負担金の対象となること。

(2) アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業(補助金)の実施における任意事業の実施要件を満たさない場合における個別協議の活用

令和2年度より新たに創設した、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業については、定額10/10補助により、アウトリーチ支援員を配置し、アウトリーチの充実や土日祝日や時間外の相談の実施等相談へのアクセス向上等の取組を実施することを可能としている。この事業は、実施の要件として、原則、

- ・ 今年度において、当該実施主体である都道府県等が就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施すること
- ・ ただし、本事業開始前年度の1月1日時点で人口が2万人未満の都道府県等にあつては、次年度以降、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施(必要な財政措置を含む。)予定であること(就労準備支援事業及び家計改善支援事業のいずれも実施していない場合は、いずれか一方の事業の実施でも可)をもって実施の要件を満たすこととする

としているが、これにより難しい場合には、別途、個別協議に応ずることとしており、上記要件を満たしていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当該事業を活用して体制強化を行う場合には、個別に相談を受けた上で、これを認める取扱としていること。(交付方針 109-(5)①)

なお、本事業においても、(1)により増設した電話回線等を活用して時間外対応を行う場合等であつて、一定の要件を満たす場合には補助の対象となる場合があること。

以上

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- 令和2年度第2次補正予算案に計上した自立相談支援機関等の強化事業や、令和2年度当初予算に計上されているアウトリーチ等の充実に関する事業等を通じて、生活困窮者の自立支援体制を強化する。

自立相談支援機関

これまでの予算措置（令和2年度当初予算）

【自立相談支援事業】

- 予算額 : 約487億円の内数（負担金）
- 補助率 : 3/4
- 配置職員 :
 - ・ 主任相談支援員
 - ・ 相談支援員
 - ・ 就労支援員 等

○ 柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた人員体制等の強化を行うために、国庫負担上限額を超える国庫負担が必要な場合には、個別に相談を受けた上で、これを認める

【アウトリーチ支援員】

- 予算額 : 約32億円の内数（補助金）
- 補助率 : 定額10/10

○ 柔軟な対応

基本的に、就労準備支援事業等の実施を要件としているが、これが難しい場合には、個別協議により国庫補助を認める。

新たな予算措置（令和2年度第2次補正予算）

NEW!!

- 予算額 : 約60億円の内数（補助金）
- 補助率 : 3/4※
- 補助対象
各自治体において、それぞれの課題を踏まえ、自立相談支援等に関する必要な強化を行う。
 - ① 自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化
 - ② 電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備
 - ③ 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
 - ④ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
 - ⑤ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
 - ⑥ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、関係機関のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
 - ⑦ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
 - ⑧ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

※ 地方負担分1/4については、第2次補正予算案で計上している「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において支援できるよう、関係省庁と調整していくこととしている。